

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、時計等の販売業を営む会社A（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の同社C店に配属されて時計等の販売業務に従事していた。

請求人によれば、C店に配属されて以来、派遣スタッフの同僚から些細なことでヒステリックに叱責されるなどのパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受け続けたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「帯状疱疹」（以下「本件疾病」という。）と診断され、加療の結果、同年〇月〇日、治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、平成〇年〇月に監督署長に療養補償給付の請求したところ、監督署長は、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は同僚からのパワハラが原因で精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとしてこれらを支給しない旨の処分をしたため、請求人はこの処分を不服として審査請求、再審査請求としたが、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の裁決をしている。
(以下「前裁決」という。)

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の本件疾病については、D皮膚科クリニックにおける本件疾病の初診日である平成〇年〇月〇日が発症日（診断確定日）であるとした審査官の判断は妥当であると思料する。

(2) 本件疾病に関する医学的見解について

躯幹帯状疱疹を含む帯状疱疹について、主治医であるE医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「水痘帯状疱疹ウイルスによる感染症で、初期感染である水痘発症後、神経節に水痘ウイルスが潜伏し、その後数十年たって免疫力の低下（加齢、過度の過労、病気等）が生じた際に水痘が再活性化することで発症する」と述べており、また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において「神経節に潜在化していた水痘帯状疱疹ウイルスの再活性化によるもので、ストレスや老化、免疫能低下などが契機となり発症する。これ等は総合的なものであり、一つのエピソードで帯状疱疹を発症することは一般的

にあり得ない」と述べている。

(3) 本件疾病の業務起因性について

ア 本件疾病は「带状疱疹」であり、請求人の業務は百貨店内における時計等の接客販売業務であることから、一般的に業務と本件疾病発症との間に因果関係が推定されるものではないので、労働基準法施行規則別表第1の2第11号の「その他業務に起因することの明らかな疾病」に該当するか否か、以下検討する。

イ 請求人らは、業務による強いストレスが免疫力低下を誘発し、本件疾病の発症に至ったもので、それ以外には考えられないと主張し、業務による強いストレスとして、平成〇年〇月〇日のカチューシャ着用に対する注意を受けたこと、同年〇月〇日の他店商品の顧客説明について注意を受けたこと等を挙げている。

当審査会は、前裁決において、平成〇年〇月〇日のカチューシャ着用に対する注意については通常の業務指導の範囲内として、また、同年〇月〇日の他店商品の顧客説明を契機とした階段踊り場でのやりとりについても心理的負荷の総合評価は「強」に至らないとして、いずれも強い心理的負荷があったとは認められないものと判断している。

本件一件資料を精査するも、前裁決の判断を覆すに足る新たな資料等は見受けられず、請求人らの主張は採用できない。

また、請求人らは、職場関係者が口裏合わせをして虚偽の申述をしている旨主張しているが、当審査会の判断は、前裁決の第6の3の(3)のイの(エ)に説示するとおりであり、請求人らの主張は認められない。

ウ 本件疾病は、上記(2)のとおり、加齢、業務のみならず業務以外の原因による身体的疲労及び精神的ストレス、その他の要因等も相まって免疫力が低下し、潜在していたウィルスが活性化することにより発症するものであり、業務上のストレスがその発症に関与する可能性を全く否定できるものではないが、当審査会としては、上記出来事に関し請求人に強いストレスが生じていたと認めることはできず、このことにより請求人が本件疾病を発症したとすることはできないものである。

エ したがって、当審査会としては、請求人に発症した本件疾病が「業務に起因することが明らかな疾病」に該当すると判断することはできない。

なお、その他請求人ら提出の資料等について精査するも、上記判断を左右するものは見いだすことができなかった。

- 3 以上のおりであるので、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。